朝日まちなみプラン～歩き集えるくらしやすいまちづくり～について

先月号に引き続き、朝日まちなみプランの内容について発信してまいります。今月号は朝日まちなみプランの第６章（都市再生整備計画案）から第７章（進行管理）について紹介させていただきます。

第６章　都市再生整備計画（案）※１

[基本的な考え方]

先行して本計画を進めるために、以下に示す４項目を考慮して都市再生整備計画(案)の事業を実施します。

１　住民との協働による継続的で自主的なまちづくり活動ができる事業
２　都市再生整備計画を策定する際の対象区域要件となる市街化区域内で行う事業
３　各種調査結果及びワークショップ・協議会等の中で関心度や重要性が高かった事業
４　事業完了後に事業効果が現れやすく、目に見えやすい事業

※１都市再生整備計画

都市再生整備計画は、まちづくりの目標や計画区域、計画期間、目標を定量化する指標及び事業内容等を記載したもので、市町村が社会資本整備総合交付金の交付を受け、事業を実施しようとする時は、都市再生整備計画及び社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出する必要があります。交付期間は、おおむね３～５年となります。　この都市再生整備事業の計画書は平成29年度国への計画書提出後、国の認可を受け、平成30年度から実施となるため、本計画では「(案)」と表記しています。

■水路修景のイメージ

●魚が泳ぎ水生植物が眺められるイメージ
●水路を整備して常に清流が流れるようなイメージ
●魚が住みやすいように要所で石が置かれているイメージ

（朝日町旧東海道まちなみ整備ワークショップ参加者スケッチに加筆）